

新型インフルエンザ等対策特別措置法等説明会 QA

質問分類	質問	回答
1 特措法の概要について	資料(1-1)p.25、上から3つ目の○の中で、「予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外」というのはどういう意味でしょうか。	特措法の中では“損失補償”と“損害賠償”という2つの考え方があります。“損失補償”というのは、自分の所属する医療機関の業務に優先して要請に基づく行為を行うことから、役務の提供に対する報酬や現地へ向かうための交通費などについて、実費相当額(上限あり)を補償するというものです。 一方、医療行為を行う場合、感染リスクが高まります。“損害賠償”というのは、要請等を受けて医療行為を行ったことで自分が感染した場合などに、これにより生じた損害を補償するものです。 ご指摘の「予防接種に従事した医療関係者は損害賠償の対象外」との記載については、予防接種の業務は感染リスクが低いことから、この“損害賠償”の対象には含めないという考え方です。
2 特措法の概要について	特措法では、「公立医療機関は、指定(地方)公共機関となるものではない」と説明にあり、「地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置づける」となっている。「大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱」に基づく「協力医療機関」に申請しない場合、「帰国者・接触者外来」の協力医療機関とはならないが、指定(地方)公共機関にも該当しないと解してよいか。	公立医療機関については、そもそも地方公共団体が設置しているため、改めて指定(地方)公共機関として指定は行わないものの、地方公共団体と同様の位置づけで、民間医療機関に率先して、社会的責務を果たしていただく必要があります。 なお、大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関制度とは、府独自制度であり、特措法に基づく指定(地方)公共機関とは別制度になります。
3 特措法の概要について	特措法で「新型インフルエンザ等」とある「等」には、「SARS」の患者も含まれるのか。「SARS」を含むなら、登録医療機関が対応することは現実的に不可能であり、また医学的にも誤った方法であると考えますが、いかがか。	SARSに関しては、感染症法において2類感染症に指定されているため、登録医療機関での対応とはなりません。
4 特措法の概要について	特措法による対策本部が設置される以前に、疑似患者などを含め発症初期に診療を行った従事者に対する補償は適用されるか。	あくまで、特措法第31条に基づく知事の要請又は指示を受けて医療の提供を行い、これらの原因によって損害を受けた場合に補償するものです。
5 協力医療機関制度について	手続きが面倒くさいので、更新しないで登録を辞退しようと思った場合は何か手続きが必要でしょうか。	手続きについては、メールを活用するなど簡素化するよう検討しています。 もし協力医療機関の登録を辞退する場合は別途手続きが必要となりますので、事前に大阪府へご相談ください。

	質問分類	質問	回答
6	協力医療機関制度について	当院は協力医療機関になるかどうかの判断でいいのでしょうか。	今回の説明会に関するご案内が大阪府より届いた医療機関は、何らかの区分で協力医療機関として既に登録されています。
7	協力医療機関制度について	協力医療機関の登録に係る案内は後日送付されるのでしょうか。	協力医療機関の更新に関するご案内については、後日お送りさせていただきます。
8	協力医療機関制度について	21年度のときは一般外来と診察時間をずらして診療受付を行ったが、今後もそういった対応は想定されているという理解でよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
9	協力医療機関制度について	開業医に対しては医師会を通じて更新事務を行った方がスムーズではないかと思いますが、いかがでしょうか。	医療機関の負担を軽減できるよう、手続きについては、メールを活用するなど簡素化するよう検討しています。
10	協力医療機関制度について	協力医療機関未登録の場合、登録作業はいつごろになるのでしょうか。	大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱の改正後、速やかに手続きのご案内をお送りさせていただきます。
11	協力医療機関制度について	登録条件を満たさない場合はどうなるのでしょうか。	登録申請をされる前に、大阪府へご相談ください。
12	補助金について	協力医療機関整備要綱では「新型インフルエンザ等」となっているのに対し、補助金交付要綱では「新型インフルエンザ」のままとなっていますが、これでよいのでしょうか。	補助金名については、「新型インフルエンザ」のままで間違いありません。
13	補助金について	当院は新型インフルエンザ等入院協力医療機関ではないので「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金」は対象外と考えてよいのでしょうか。	本補助金は、入院協力医療機関を対象としているため、対象外となります。
14	補助金について	補助金申請の案内も別途あるのでしょうか。	補助金の整備計画に関するご案内は、募集開始時期(例年12月ごろ)に府ホームページ上で行うほか、府医師会等を通じて周知に努めています。

	質問分類	質問	回答
15	補助金について	p.8の流れの中で、整備計画書類の申請について書かれていませんが、整備計画書類の提出については大阪府の方から指示があるのでしょうか。	補助金の整備計画に関するご案内は、募集開始時期(例年12月ごろ)に府ホームページ上で行うほか、府医師会等を通じて周知に努めています。なお、手引きについては、より分かりやすく修正を行う予定です。
16	補助金について	<p>新型インフルエンザ患者協力医療機関の更新にあたり、補助対象設備の購入希望があります。</p> <p>前回、案内が到着してから期間が短かったため機種選定までに及びませんでした(平成25年1月10日必着分)。</p> <p>4月以降、新型インフルエンザ患者協力医療機関の更新手続きにあたり、補助事業の適用を希望することは可能でしょうか。</p> <p>可能であれば、今回は整備計画書類を期限までに間に合うように準備したいので早めに連絡をお願いいたします。</p> <p>また、今年度は「補助事業の適用」の募集がなければ、今回はいつ予定しているのかお知らせください。</p>	<p>現時点では平成25年度事業の募集は終了していますが、平成26年度以降の事業として整備計画を提出していただくことは可能です。</p> <p>補助事業の案内については、国からの募集通知が到着してから行うため、具体的な案内日について事前にお知らせすることはできません。また、整備計画の提出期限についても、府から国へ提出する期限が短いため伸ばすことができないのが現状です。</p> <p>国に対して通知を早める等の要望を行います。医療機関においても早めの準備をお願いします。</p> <p>補助金の整備計画に関するご案内は、募集開始時期(例年12月ごろ)に府ホームページ上で行うほか、府医師会等を通じて周知に努めています。</p>
17	補助金について	個人防護具を当初の補助金で購入した分について、使用期限が迫っているが、その分を補充するという形で補助金を活用して購入することは可能でしょうか。	購入は可能です。ただし、補助金の上限は1回あたり330人分となります。なお、応募者多数の場合、新規での申請を優先させる場合があります。
18	補助金について	個人防護具の数に関して、基準がありますか(例えば、医療機関スタッフ数×〇〇など)。	<p>備蓄するにあたっての基準はありませんが、補助にあたっての基準として、実際に新型インフルエンザ対策に従事するスタッフ数×日数分で割り出した延べ人数分という形の算出をしていただきます。</p> <p>補助額は基準額×延べ人数をベースに算定することとなります。</p>
19	補助金について	マスク・ゴーグル・ガウンの使用期限は定められてないと思うが、廃棄する場合等はどのようにさせてもらったらよいでしょうか。	<p>使用期限がメーカーの方で定められていない場合は、原則5年となっている(交付要綱にも記載)ため、5年間は保管していただく必要があります。</p> <p>なお、期限切れによる更新の際にもこの補助金を申請していただくことが可能です。</p>
20	補助金について	補助を受けて整備した個人防護具を、新型インフルエンザ発生時の対応に使用した場合は処分申請が必要でしょうか。	補助の目的に沿って使用した場合は処分申請は不要です。

	質問分類	質問	回答
21	補助金について	補助を受けて整備した人工呼吸器は、新型インフルエンザ発生時の対応以外でも使用することは可能でしょうか。	人工呼吸器に関しては、機器の性能を維持するため、平時より使用していただくことは可能です。ただし、万一新型インフルエンザが発生した場合は、その対応に即時使用できるよう、平時の使用にあたっては急性期管理に限定して使用してください。 なお、この補助を受けて整備した簡易陰圧装置についても同様に考えていただいで結構です。
22	補助金について	今後、登録申請を行うことにより、入院協力医療機関として認定されれば平成26年度の補助金申請は可能でしょうか。	可能です。
23	補助金について	様式等はHPなどでアップロードされているのでしょうか。	既存の様式については、既に府ホームページに掲載済みです。 手引き案に掲載している様式については、施行(4月)以降、府ホームページにて公開予定です。